

尾張旭市総合計画に関する条例（平成24年12月28日条例第31号）

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の定義、構成及び位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 将来の都市像及び市政の方向を定めるための基本的な考え方をいう。
- (3) 施策別計画 基本構想に基づき、施策ごとの目標及び体系を明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 施策別計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的に示すものをいう。

（構成）

第3条 総合計画は、基本構想、施策別計画及び実施計画で構成する。

（位置付け）

第4条 総合計画は、全ての施策を網羅した市の最上位の計画と位置付ける。

2 各行政分野に関する計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図らなければならない。

（総合計画審議会）

第5条 市長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、尾張旭市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（議会の議決）

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

（公表）

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（策定後の措置）

第8条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について公表するものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（尾張旭市総合計画審議会条例の廃止）

2 尾張旭市総合計画審議会条例（昭和39年条例第16号）は、廃止する。

尾張旭市総合計画審議会規則（平成24年12月28日規則第34号）

（趣旨）

第1条 この規則は、尾張旭市総合計画に関する条例（平成24年条例第31号）第5条第2項の規定に基づき、尾張旭市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民から公募した者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。ただし、委員が前項各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、当該委員を辞したものとする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

尾張旭市総合計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、審議会開催の30分前から会場入口において行い、先着順にて決定し、定員になり次第締め切るものとする。なお、受付開始時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴人を決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ビラ、プラカード、鉢巻き、のぼり等を携帯し、又は着用している者
- (3) 審議会を妨害し、又は人に迷惑若しくは危害を及ぼすと認められる物を携帯している者
- (4) 前3号に定めるもののほか、係員が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 意見に批判を加え、又は拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等の審議会の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の音を発する機器を使用しないこと。
- (6) 係員の許可を得ないで写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、審議会の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、審議会において会議の一部を非公開としたときは、その間退席しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、この要領の規定に違反していると認められる場合は、係員は、傍聴人に対して必要な措置を講じることができる。

2 傍聴人が、前項の規定による命令に従わないときは、係員は、その者に対して会場から退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月20日から施行する。